

『消防設備士第7類 令和7年版』
に関するお詫びと訂正のご案内

『消防設備士第7類 令和7年版』の内容について誤りがありましたことを、心よりお詫び申し上げます。以下の通り訂正致しますので、お手持ちの本書に加筆訂正をお願い致します。
ご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。よろしくお願い申し上げます。

初 版

第2章 1 漏電火災警報器 の設置が必要な 防火対象物 更新：[2025. 6. 2]	誤	【5】 2. 根太を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁を有する防火対象物
	正	【5】 2. 根太を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの 床 を有する防火対象物
第5章 12 誘導障害 更新：[2025. 8. 4]		以下の訂正についてですが、誤りではなかったことがわかりましたので、お知らせいたします。 理由といたしましては、「2. 警戒電路の電線相互間で絶縁状態が悪くなっていた。」は漏電火災警報器が監視しているのは、「地絡漏電」であるため、誤報を発する原因とは考えられません。 「3. 変流器の結線方法が誤っていた。」はどちらとも考えられるのですが、確実に誤報を発する原因とは言えないため、当てはまりません。 このため選択肢1のみが誤報を発する原因となりますので、「誤報を発する原因として、考えられるもの」のままで正しいこととなります。
	誤	【4】 漏電火災警報器が誤報を発する原因として、考えられるものは次のうちどれか。 ▶▶ 正解&解説 【4】 正解1 3 & 4. いずれも、漏電火災警報器が警報を発しない原因となる。
	正	【4】 漏電火災警報器が誤報を発する原因として、 考えられない ものは次のうちどれか。 ▶▶ 正解&解説 【4】 正解 4 4. 漏電火災警報器が警報を発しない原因となる。